

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和 6 年 3 月 8 日（金）

（案件名）

- ・ 令和 5 年度地方債に係る同意等（最終協議分）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

清水地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 2 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体
- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、第 5 条第 5 号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和5年度地方債同意等額（最終協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (最終協議分) (A)	既同意等額・ 届出額 (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(4) 5,375	(202) 119,376	(206) 124,751	(265) 111,926
東日本 大震災分	(0) —	(—) 17	(0) 17	(0) 13
総計	(4) 5,375	(202) 119,393	(206) 124,769	(265) 111,939

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

2. 今回同意等を行う主な事業債について

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (1,312 億円)

学校教育施設等整備事業債 (1,246 億円)

災害復旧事業債 (801 億円)

3. 今後のスケジュール

○最終協議分：3月13日(水)に同意等予定

○最終協議(追加分)：3月下旬に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和5年度 最終分(当初分))

1 通常収支分

(単位:億円)

		地方債計画額	既同意等額 (第1次分+第2次分 +届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
		A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
一 般 会 計 債		56,684	74,916	1,251	76,166	▲19,482	134.4%
1	公 共 事 業 等	15,889	18,665	91	18,756	▲2,867	118.0%
	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※ 1	-	512	16	529	▲529	皆増
	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,089	2,167	9	2,177	▲1,088	199.9%
	災 害 復 旧 事 業	1,126	1,429	428	1,857	▲731	164.9%
	教育・福祉施設等整備事業	4,108	7,671	177	7,848	▲3,740	191.0%
	学 校 教 育 施 設 等	1,682	3,703	111	3,815	▲2,133	226.8%
	社 会 福 祉 施 設	367	684	3	687	▲320	187.2%
	一 般 廃 棄 物 処 理	981	2,117	48	2,165	▲1,184	220.7%
	一 般 補 助 施 設 等	541	732	13	745	▲204	137.8%
	施設(一般財源化分)	537	435	0	436	101	81.1%
	一 般 単 独 事 業	27,387	34,678	435	35,112	▲7,725	128.2%
	一 般	2,485	8,520	29	8,549	▲6,064	344.0%
	地 域 活 性 化	690	1,212	10	1,222	▲532	177.1%
	防 災 対 策	871	745	13	758	113	87.0%
	地 方 道 路 等	3,221	5,637	18	5,655	▲2,434	175.6%
	旧 合 併 特 例	4,800	2,965	89	3,054	1,746	63.6%
	緊急防災・減災	5,000	4,188	95	4,283	717	85.7%
	公共施設等適正管理	4,320	5,944	63	6,007	▲1,687	139.0%
	緊急自然災害防止対策	4,000	3,928	92	4,020	▲20	100.5%
	緊急浚渫推進	1,100	993	13	1,006	94	91.5%
	脱炭素化推進	900	546	13	559	341	62.1%
	辺地及び過疎対策事業	5,940	6,395	85	6,480	▲540	109.1%
	辺 地 対 策※ 2	540	580	1	581	▲41	107.6%
	過 疎 対 策※ 3	5,400	5,815	84	5,898	▲498	109.2%
	公共用地先行取得等事業	345	842	0	842	▲497	244.2%
	行 政 改 革 推 進	700	1,721	10	1,731	▲1,031	247.2%
	調 整	100	835	0	835	▲735	834.7%
公 営 企 業 債		27,551	27,709	85	27,794	▲243	100.9%
2	水 道 事 業	6,035	6,961	25	6,986	▲951	115.8%
	工 業 用 水 道 事 業	297	312	0	312	▲15	104.9%
	交 通 事 業	1,719	1,588	0	1,588	131	92.4%
	電 気 事 業・ガ ス 事 業	333	326	0	326	7	98.0%
	港 湾 整 備 事 業	619	601	0	601	18	97.0%
	病院事業・介護サービス事業	4,598	4,863	21	4,883	▲285	106.2%
	市場事業・と畜場事業	287	216	16	232	55	80.7%
	地 域 開 発 事 業	919	958	1	959	▲40	104.3%
	下 水 道 事 業	12,649	11,793	17	11,810	839	93.4%
	観 光 そ の 他 事 業	95	92	5	98	▲3	102.7%
	(公営企業退職手当債)	-	-	-	-	-	-
	臨時財政対策債	9,946	9,647	65	9,713	233	97.7%
退 職 手 当 債		800	-	-	-	800	-
国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(265)	(202)	(4)	(206)	(59)	(77.8%)
合 計		(265) 94,981	(202) 112,272	(4) 1,401	(206) 113,673	(59) ▲18,692	(77.8%) 119.7%
減 収 補 填 債 (5 条 分)		-	60	0	60	▲ 60	皆増
減 収 補 填 債 (特 例 分)		-	21	0	21	▲ 21	皆増
借 換 債		-	3	-	3	▲ 3	皆増
総 計		(265) 94,981	(202) 112,356	(4) 1,401	(206) 113,757	(59) ▲18,776	(77.8%) 119.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和4年度補正分の本省繰越を含む。

防災・減災・国土強靱化緊急対策:0.3億円、災害復旧:0.8億円、学校教育施設等整備:1.2億円

一般補助施設整備等:0.3億円、辺地対策:0.004億円、過疎対策:0.06億円、水道:0.07億円

※1 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

※2 辺地対策事業の令和5年度(当初分)の地方債計画額540億円は、令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち20億円と一体的に運用している。

※3 過疎対策事業の令和5年度(当初分)の地方債計画額5,400億円は、令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち200億円と一体的に運用している。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	10	-	10	0.3	96.7%
公営住宅建設事業	8	8	-	8	▲0	100.9%
災害復旧事業	1	-	-	-	1	-
一般補助施設等※※	-	2	-	2	-	皆増
一般単独事業	1	0	-	0	1	3.6%
公営企業債	3	8	-	8	▲5	250.8%
水道事業	3	8	-	8	▲5	250.8%
国の予算等貸付金債	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1.1%)
総計	(1) 13	(0) 17	(0) -	(0) 17	(1) ▲4	(1.1%) 132.3%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(265) 94,981	(202) 112,356	(4) 1,401	(206) 113,757	(59) ▲18,776	(77.8%) 119.8%
2 東日本大震災分	(1) 13	(0) 17	(0) -	(0) 17	(1) ▲4	(1.1%) 132.3%
合 計	(266) 94,994	(202) 112,373.3	(4) 1,401	(206) 113,775	(60) ▲18,781	(77.5%) 119.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和5年度 最終分(補正(第1号)分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
一 般 会 計 債	1,720	706	1,119	1,826	773	106.1%
公 共 事 業 等	-	-	-	-	-	-
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-
公 営 住 宅 建 設 事 業	-	-	0	0	▲ 0	皆増
災 害 復 旧 事 業	1,459	563	374	936	523	64.2%
教育・福祉施設等整備事業	-	71	637	708	▲ 708	皆増
学 校 教 育 施 設 等	-	63	617	680	▲ 680	皆増
社 会 福 祉 施 設	-	7	0	8	▲ 8	皆増
一 般 廃 棄 物 処 理	-	-	20	20	▲ 20	皆増
一 般 補 助 施 設 等	-	-	-	-	0	-
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	0	-
一 般 単 独 事 業	-	68	103	171	▲ 171	皆増
一 般	-	19	7	26	▲ 26	皆増
地 域 活 性 化	-	0	0	0	▲ 0	皆増
防 災 対 策	-	0	0	0	▲ 0	皆増
地 方 道 路 等	-	26	9	35	▲ 35	皆増
旧 合 併 特 例	-	8	42	50	▲ 50	皆増
緊 急 防 災 ・ 減 災	-	16	21	36	▲ 36	皆増
公 共 施 設 等 適 正 管 理	-	-	23	23	▲ 23	皆増
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	0	-
緊 急 浚 渫 推 進	-	-	-	-	0	-
脱 炭 素 化 推 進	-	-	1	1	▲ 1	皆増
辺地及び過疎対策事業	261	5	6	11	250	4.1%
辺地対策※1	25	0	2	2	23	8.6%
過疎対策※2	236	5	4	9	227	3.6%
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行 政 改 革 推 進	-	-	-	-	-	-
調 整	-	-	-	-	-	-
公 営 企 業 債	1,611	317	503	820	791	50.9%
水 道 事 業	801	89	169	258	543	32.2%
工 業 用 水 道 事 業	73	7	-	7	66	9.5%
交 通 事 業	80	0	11	11	69	14.1%
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	-	-	-	-	-	-
港 湾 整 備 事 業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	85	27	166	193	▲ 108	227.4%
地 域 開 発 事 業	-	-	-	-	-	-
下 水 道 事 業	568	194	157	351	217	61.7%
観 光 そ の 他 事 業	4	-	-	-	4	-
(公営企業退職手当債)	-	-	-	-	-	-
臨 時 財 政 対 策 債	-	-	-	-	-	-
退 職 手 当 債	-	-	-	-	-	-
補 正 予 算 債	13,614	5,997	2,351	8,348	5,266	61.3%
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
合 計	(0) 16,945	(0) 7,020	(0) 3,974	(0) 10,994	(0) 6,829	(0.0%) 64.9%
減 収 補 填 債 (5 条 分)	-	-	-	-	-	-
減 収 補 填 債 (特 例 分)	-	-	-	-	-	-
借 換 債	-	-	-	-	-	-
総 計	(0) 16,945	(0) 7,020	(0) 3,974	(0) 10,994	(0) 6,829	(0.0%) 64.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※1 辺地対策事業の令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち20億円は、令和5年度(当初分)の地方債計画額540億円と一体的に運用している。
※2 過疎対策事業の令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち200億円は、令和5年度(当初分)の地方債計画額5,400億円と一体的に運用している。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0.0%) -

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
1 通常収支分	(0) 16,945	(0) 7,020	(0) 3,974	(0) 10,994	(0) 6,829	(0.0%) 64.9%
2 東日本大震災分	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0.0%) -
合 計	(0) 16,945	(0) 7,020	(0) 3,974	(0) 10,994	(0) 6,829	(0.0%) 64.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和5年度 最終分(補正(第1号)分))【補正予算債の内訳のみ】

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
一 般 会 計 債	(13,614)	(5,997)	(2,351)	(8,348)	(5,266)	(61.3%)
公 共 事 業 等	(1,981)	(1,318)	(410)	(1,728)	(253)	(87.2%)
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	(8,142)	(4,571)	(1,295)	(5,866)	(2,276)	(72.1%)
公 営 住 宅 建 設 事 業	-	-	-	-	-	-
災 害 復 旧 事 業	-	-	-	-	-	-
教育・福祉施設等整備事業	(3,443)	(104)	(639)	(743)	(2,700)	(21.6%)
学 校 教 育 施 設 等	(2,050)	(33)	(517)	(551)	(1,499)	(26.9%)
社 会 福 祉 施 設	(52)	(10)	(8)	(18)	(34)	(35.2%)
一 般 廃 棄 物 処 理	(791)	-	(6)	(6)	(785)	(0.8%)
一 般 補 助 施 設 等	(550)	(61)	(106)	(167)	(383)	(30.4%)
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一 般 単 独 事 業	(48)	(3)	(8)	(11)	(37)	(22.3%)
一 般	(47)	(3)	(5)	(8)	(39)	(17.9%)
地 域 活 性 化	(1)	-	(2)	(2)	(▲ 1)	(156.4%)
防 災 対 策	-	-	-	-	(0)	-
地 方 道 路 等	-	-	-	-	(0)	-
旧 合 併 特 例	-	-	-	-	(0)	-
緊 急 防 災 ・ 減 災	-	-	(0)	(0)	(▲ 0)	皆増
公共施設等適正管理	-	-	(0)	(0)	(▲ 0)	皆増
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	(0)	
緊 急 浚 渫 推 進	-	-	-	-	(0)	-
脱 炭 素 化 推 進	-	-	-	-	(0)	-
辺地及び過疎対策事業	-	-	-	-	(0)	-
辺 地 対 策	-	-	-	-	(0)	-
過 疎 対 策	-	-	-	-	(0)	-
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行 政 改 革 推 進	-	-	-	-	-	-
調 整	-	-	-	-	-	-
公 営 企 業 債	-	-	-	-	-	-
水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
工 業 用 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
交 通 事 業	-	-	-	-	-	-
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	-	-	-	-	-	-
港 湾 整 備 事 業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	-	-	-	-	-	-
地 域 開 発 事 業	-	-	-	-	-	-
下 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
観 光 そ の 他 事 業	-	-	-	-	-	-
(公営企業退職手当債)	-	-	-	-	-	-
臨 時 財 政 対 策 債	-	-	-	-	-	-
退 職 手 当 債	-	-	-	-	-	-
補 正 予 算 債	-	-	-	-	-	-
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	-	-	-	-	-	-
合 計	(13,614)	(5,997)	(2,351)	(8,348)	(5,266)	(61.3%)
減 収 補 填 債 (5 条 分)	-	-	-	-	-	-
減 収 補 填 債 (特 例 分)	-	-	-	-	-	-
借 換 債	-	-	-	-	-	-
総 計	(13,614)	(5,997)	(2,351)	(8,348)	(5,266)	(61.3%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	-	-	-	-	-	-

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	B	C	D=B+C	E=A-D	D/A
1 通常収支分	- (13,614)	- (5,997)	- (2,351)	- (8,348)	- (5,266)	- (61.3%)
2 東日本大震災分	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合 計	- (13,614)	- (5,997)	- (2,351)	- (8,348)	- (5,266)	- (61.3%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。